

(参考) まちかどミーティングで寄せられた質問・意見 (要旨)

【音羽町・木場町地区 (平成 26 年 8 月 26 日)】

- 住民投票の実施事例で、どういう風な「○、×」でやるのか。具体的な例や結果などについても教えてほしい。

(市民自治推進課長補佐)

→ 住民投票は基本的に頻繁に行われるものではない。市を二分するような議論が行われる場合、例えば「原子力発電所の建設に賛成か反対か」の事例で争われたもの、様々な事例がある。住民投票を事案に応じて個別に条例を作ってやる方法があるが、何度も議会で否決されてきた経過がある。それでも諦めずに住民が運動を続け、住民投票に至ったケースもある。

産業廃棄物処理施設の建設の関係では、御岳町など全国的にニュースになった事例もある。本当に住民投票が行われるのは最後の最後に「白か黒か」、「賛成か反対か」ということで決定するので、本当に重い決断が迫られる。全国でもそういう事例の中で行われている。

ただ、最近是比较的身近な案件で、公の施設「○○センターを作ることに賛成か反対か。」というようなケースで行われた事例もある。

(市長)

→ 多くは「賛成か反対か」、「○か×か」という形態が多い。今、審議会 (市民自治推進会議) に諮問し、議論をしている。市民の皆さんの意見も聞きながら制度を詰めていきたい。自治基本条例、市民参加条例ができて、いよいよ住民投票条例にきていることを知っていただきたい。

住民投票については、新聞やテレビでも最近よく出てくる。他のまちの事例などについても、今、苫小牧で取り組もうとしているという意識で、市民の皆さんにも他のまちの状況を見ていただきたいと思っている。出前講座でもお声掛けいただければ、丁寧に説明していきたいと思っている。

【豊川町地区（平成26年9月2日）】

● IR、カジノの問題については、お母さん方だけでなく私の周りの人も福祉のまち、安全安心のまちにカジノが来るのはどうなのかと感じている。IRについてはカジノも含むということなので、そのことについて住民投票を使わなければいけない事態になるような気がする。でも、来年の6月に条例が提出され、それから色んな事を整備すると、これは間に合いませんよねということを確認したい。

（市長）

→ これから法律が整備される。カジノはどうなのかということ具体的にお示しする時期がきたら、我々も説明をするが、まだ、入口の所で、これは住民投票にはなじまない話である。

IRは、来年どうこうという段階ではない。これから審議するのはIRの基本法であり、基本法では中身が分からない。十分に市民の皆さんの一定の思いが結集すれば、第1号になるかもしれない、飽くまでも6月の議会で可決、成立されるという事が前提である。

【植苗地区（平成26年9月3日）】

● 住民投票制度行政素案検討状況の報告（中間報告）については、パソコンで調べて下さいと書いてあるが、パソコンを持っていない人はどうしたらいいのか。

元気な人は、コミセンや市役所に行ったり、ファミリーセンターに来てパソコンで調べられるかもしれないが、動けない人はどうなのか。どういうふうに説明するのか。

そのために、広報や市政だよりがあるのではないかと。その中には載っていない。なぜ掲載しないのか。

（市民自治推進課長補佐）

→ 住民投票制度行政素案検討状況の報告についてはホームページで公開しているが、コミュニティーセンター、植苗ファミリーセンターにも資料として設置しており、確認をお願いしたい。

現在、各公共施設に設置しているが、もし、見れないという話があれば、個別に郵送等により対応させていただきたい。これから、当然、色々な方法で周知については進めていかなければならないと考えている。

（市長）

→ 広報とまこまいに載せないのはなぜかという主旨の指摘であると思うが、市民周知は、今、途中の過程にある。その中で、今、このような形でお示ししている。もし、個別にパソコンでのアクセスとかを普段していない方は、問い合わせいただければ、その都度、個別に対応していきたいと思う。広報とまこまいの発行趣旨からいって、途中経過のことについては、なじまないということで、特に載せてはいない。

● 住民投票をやり、そのとおりに市民の意見が100%反映されてない都市が全国的にはほとんどかと思う。苫小牧はどういうふうにやっていくのか。投票をした結果、100%反映せるのか、ただ意見を聞くだけなのか。

今、パブリックコメントをやって、どこに反映されるのか市民としては全く分からない。ただ、パブリックコメントを採ったというだけで、どんな意見が来ていたかも分からない。これでは、その二の舞になりそうな住民投票制度になるのかと思う。

(市民自治推進課長補佐)

→ 先ほどの22件の実施事例の中で、住民投票で出された結果と違う結果に最終的になったケースは、1件しかない。住民投票については、法律上は拘束できない制度の中での設計になるが、実際の投票行動で示された結果というものは大変重いものだと考えている。その結果を踏まえて、最終的には市議会、市長の方で判断をしていくことになる。

(総合政策部長)

→ 政策とか課題については、パブリックコメントにより意見を求め、頂いた御意見については、必ず公表している。ただ、なかなか見れないという指摘だと思う。その辺の見せ方もこれから工夫し、寄せられた意見に対して市はこういうふうと考えてますよということはやっているの、むしろこれからは、そういった事をこういうところで公表しているということをしつかりアピールしていきたいと思う。

(市長)

→ 頂いた意見を具体的に施策に反映した事例もある。パブリックコメント(意見募集)では、多くの場合、反対意見が多い。賛成意見の人は、わざわざ意見として届ける必要がない。少数意見や反対意見をしっかりと頭に入れて市政運営をすることは、非常に大事なことである。そういう意味では、私にとって非常に価値のある意見募集、市民の皆さんの声になっている。

パブリックコメントについては、なかなか反対意見や「いかがなものか」という意見が多い。だから、価値があるというのが市長としての考え方である。結果として別な方向に行くにしても、そういう意見があることを認識してこの道に行くということは、民主主義のルールからして大変重要なことだと考えている。反対であっても「なぜ、反対か。」という声を届けることの積み重ねが、民主主義にとって貴重なプロセスになると考えている。

【弥生町地区（平成 26 年 9 月 25 日）】

● 投票の対象となるテーマに関してであるが、なるべく住民投票の中でテーマとなる対象となるものに関して、なるべく制約を設けないでいただきたい。「(制約が) 全くない。」という訳にはいかないであろうが、例えば各関連施設の誘致に関しては、「これは、住民投票の対象になりませんよ。」とか、そういう制約をなるべく設けないように、最小限にしてもらいたい。

(市長)

→ 住民投票については、そういう意見があったということでお聞きをしておきたいと思う。

【しらかば町地区（平成 26 年 9 月 30 日）】

● 共通テーマ「ふくしのまちづくり」の中で、「お金がないから、観光も含めてお金も集めなければならない。」という言葉と、この住民投票制度を併せて持ったときに、I Rのことはこの住民投票の中に取り込もうとしているのかなと先読みをしてしまった。I Rについては、私は、なければいけないし、あればあれでいいし、その辺のことがあるのかなと勘ぐってしまった。

でも、住民投票制度を私たちが手にし、これが導入された場合、これが勝手に一人歩きしないことを祈っている。

(市長)

→ 住民投票制度については、おっしゃるとおりである。いくつか非常にリスクのある背景もある。例えばある政治勢力がいたとして、「議会では勝てない、全部、住民投票にまわせ。」というレベルで考えることがあるかもしれない。しかし、住民投票制度というのは、そんなに頻繁に行うものではない。住民投票制度を住民側が成立させるには、いくつかのハードルがある。それは、これから決めていくわけである。

それから、I Rを(市長自身が)住民投票制度にかけることはないと思う。これは、はっきり言っておく。じゃあ、何をかけるのか。そこは、かなり理論的にもし議論が必要であれば、別なときに議論したいと思う。そういった政治的な濫用をいかに避けるか。そこは非常に大きな問題だと思っている。それでは、なぜやるのかと言われれば、私は、どうしても民主主義の成熟過程で我々がしっかり一人一人の市民、有権者が克服していかなければならない問題だという風に捉えているからである。それは、制度ができていくつか具体的にやるようになるか、やらないようになるのか分からないけど、そこだけ議論をしていく。そういうことが大事な仕組みだと思っている。全部答えようと思ったら時間がかかるが、僕自身はI Rは想定していないことだけお答えしておく。

【錦岡地区（平成 26 年 10 月 27 日）】

● 「住民投票条例を作りたいが、どうでしょうか。」を、我々住民に聞きたいのか、問わなければならないのか。どうなんですか。

（市長）

→ 市民の皆さんに住民投票制度の是非を問うということはない。自治基本条例第 6 条に記されている住民投票制度の制定に向けて今準備をしている。

最終的には、市民の皆様の意見、パブリックコメントを経て、議会で最終的に決まることになる。議会に我々が提案し、議会で可決されればこの制度が成立する。否決されれば成立しないということ。

住民投票制度という行為を住民の皆さんそのものに問うということはない。議会審議で決めることになるということ。

【元中野町・旭町地区（平成 26 年 11 月 4 日）】

● 住民投票制度について、利点は話されていたが、欠点というか、例えば住民投票が頻繁に起こる、その時の費用がどのくらいかかるのか。一回当たりの費用は、どのくらいかかるか。

（市民自治推進課長補佐）

まず、住民投票のメリットの他にデメリットがどうかというお話であるが、住民投票は、本当に最後の最後に行われるものと考えている。当然、それに至るまでには相当の議論を重ねて、しっかりと色々な方面から検討した後に行われるべきものと考えている。費用の関係については、市長選挙、市議会議員選挙相当の金額がかかると考えており、1 回実施すると約 4 千万円程度は実施にかかると考えている。

（市長）

住民投票制度であるが、4、000 万円かかる。しかも、一人が「やってくれ。」と言ってもできるものではない。かなりのハードルが必要である。しかし、今後の備えのために、我々、持っておこうということである。

例えば少数派で議会を構成している会派が議会でも勝てないので、そういったケース、何でも住民投票にふるということが起こる可能性がある。その度に、4、000 万円の経費をかけて自分たちの賛否のために問うということが、リスクとしては非常にある。我々は、民主主義の成熟過程の中でこれを位置付ける。純粋な意味で、市民の意見を聞きたい、あるいは市民の皆さんからいけば純粋な意味でそれを市民に問うてくれというような状況で、成立すべき制度だと考えている。そんなに頻繁にできるものではないと考えていただいて結構かと思う。今の状況だと 3 万 6 千、7 千人程度の署名が必要になる。そういうハードルがある。

もう一つは、費用である。それを、個人あるいはグループが、それでもやっぱり意見を問うべきだという問題が起こり得るかどうかことになってくるかと思う。そのことと、仕組みとして条例の中でそれを位置付けて、もっている価値ということを考えた時に、私は価値があるというふうに考えている訳である。